

老 発 1 2 1 8 第 1 号
保 発 1 2 1 8 第 1 号
平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

都道府県知事
全国健康保険協会理事長
各健康保険組合理事長
社会保険診療報酬支払基金理事長
都道府県後期高齢者医療広域連合長 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)
厚生労働省保険局長
(公印省略)

個人情報の適切な取扱いに係る基幹システムのセキュリティ対策の
強化について（再要請）

今般、厚生労働省が所管する関連機関における大量の個人情報流出事案を受け、個人情報を含む重要情報の適正管理について、「個人情報の適切な取扱いに係る基幹システムのセキュリティ対策の強化について（依頼）」（平成 27 年 6 月 17 日老発 0617 第 1 号・保発 0617 第 1 号厚生労働省老健局長及び保険局長通知）にて既にお願ひしているところですが、それに伴いセキュリティ対策等について調査したところ、調査結果（別紙 1 参照）のとおり、未だ十分な対策をとられていない団体が見受けられること、医療や介護の情報は国民にとって特に機微な情報であることに鑑み、下記のとおり個人情報の流出防止のために十分な対策（別紙 2 参照）を実施していただくよう再度お願いいたします。

また、都道府県知事におかれては、下記について、管内市町村（国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険担当）、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会等に対する再要請等をお願いいたします。

なお、今後、対策状況のフォローアップを行う予定としておりますので、あらかじめご承知おき願います。

記

- ① 被保険者等の個人情報を取り扱う基幹システムに接続されたネットワーク（基幹系ネットワーク）とインターネットに接続されたネットワーク（以下「情報系ネットワーク」という。）を物理的又は論理的に分離をすること（別紙 3 参照）。また、基幹システムの個人情報を取り扱う作業は、情報系ネットワークに接続されたパソコン等では行わないこと。

- ② 基幹システムにある個人情報データを外部の機関等へ移送する場合は、インターネット等を介した電子メール等での送信は行わず、必ず、暗号化・パスワードの設定等を行った上で電磁的記録媒体を使用する、または、専用線等のセキュリティが確保された通信を使用すること。また、作業に当たって一時的にパソコン等に個人情報を保存した場合は、作業終了後のデータ消去を徹底すること。
- ③ ①及び②について運用上可能なものは直ちに実施するとともに、システム対応が必要となるものについては、システム改修を検討すること。なお、システム改修までの間、基幹システムにある個人情報を取り扱う場合、必ず、暗号化・パスワードの設定、作業終了後のパソコン等からの個人情報の消去等の安全管理措置を徹底すること。

【参考】個人情報の取扱いについてのガイドライン等の周知徹底

上記に関連し、過去、厚生労働省において公表した、以下の個人情報の取扱いについてのガイドライン等を関係機関・関係団体等の間で改めて周知徹底すること。

(厚生労働省ホームページ: <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>)

なお、個人情報保護法等において、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう」とされているところであるが、具体的な取扱いはガイドライン等を参照されたい。

○ 健康保険組合向け

- ・ 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日通達）
- ・ 「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を補完する事例集（Q&A）（平成17年3月）

○ 国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会等向け

- ・ 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年4月1日）
- ・ 国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年9月15日）

医療保険者等における情報セキュリティの状況(調査結果概要)

別紙1

対象団体

- ・ 全国健康保険協会 (1) ・ 健康保険組合 (1,403) ・ 健康保険組合連合会 (1)
- ・ 社会保険診療報酬支払基金 (1)
- ・ 後期高齢者医療広域連合 (47)
- ※市区町村における後期高齢者医療担当 (1,739) にも調査
- ・ 国保中央会 (1) ・ 国保連合会 (47) ・ 市町村国保 (1,716) ・ 国保組合 (164)
- ・ 介護保険 (市町村等) (1,579)

合計6,699

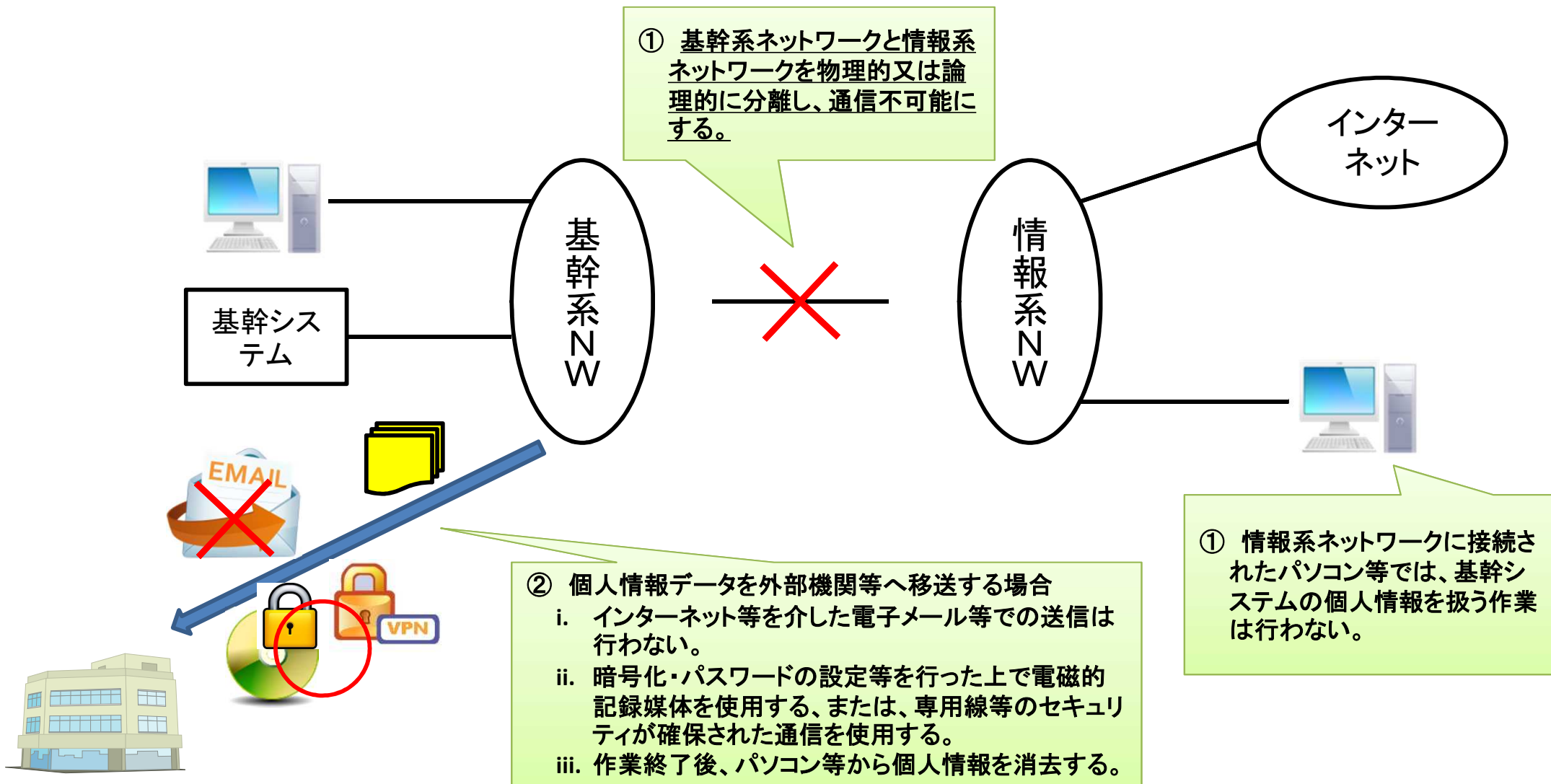
主な調査項目

- ①基幹系ネットワークとインターネットに接続されたシステムの接続状況
- ②基幹系ネットワークからインターネット接続のあるネットワークへの個人情報の移動
- ③個人情報の外部機関等への移送時のセキュリティ対策 (媒体の暗号化など)

結果概要

調査期間：7月3日～7月21日 (回答率：100%)

- 全ての医療保険者や介護保険者に対しセキュリティ対策等について調査したところ、概ね対策をとられている (物理的切断は約7割、外部機関の移送手段について暗号化等設定は約9割)。
- 未だ十分な対策をとられていない団体に対しては、個人情報の外部機関等への移送時のセキュリティ対策 (媒体の暗号化、パスワードの設定) を早急に講じる等、個人情報の流出防止のために十分な対策を再度要請したところ。今後も適宜状況のフォローアップを行う。



- i. ①及び②について運用上可能なものは直ちに実施すること。
- ii. システム対応が必要となるものについては、システム改修を検討すること。
- iii. システム改修までの間、基幹システムにある個人情報を取り扱う場合、必ず、暗号化・パスワードの設定、作業終了後のパソコン等からの個人情報の消去等の安全管理措置を徹底すること。

ネットワークの物理的・論理的分離について

別紙3

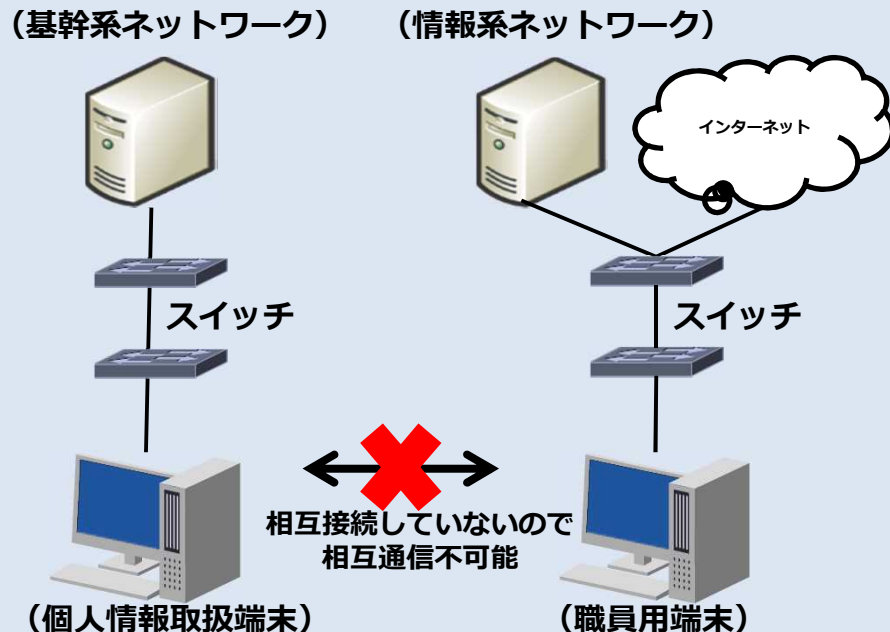
「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン」における安全管理措置を講ずるに当たり留意すべき事項について（平成27年7月29日特個第461号 特定個人情報保護委員会事務局長通知）

⇒ 個人番号利用事務で使用する情報システムが接続するネットワークは、インターネットに接続されたネットワークから物理的又は論理的に分離すること。

※上記のとおり、国の行政機関・独法等に示されたことから、医療保険者等のセキュリティ対策についても、特定個人情報保護委員会事務局長通知に準じ、「論理的」を追加し再要請することとする。

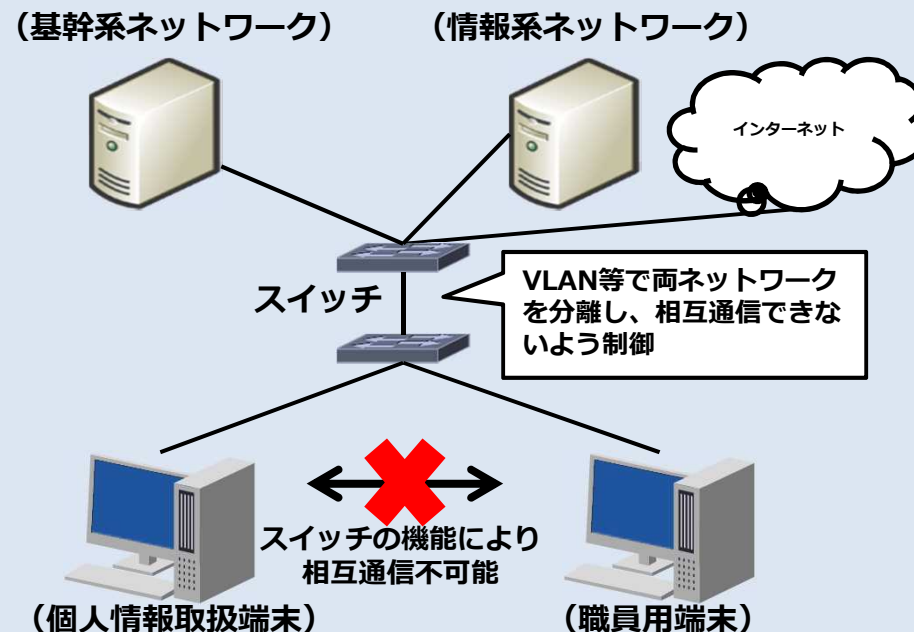
物理的分離

経路（ケーブル）及びネットワーク機器（スイッチ等）を物理的に分離することにより、ネットワーク間の相互通信が不可能な状態



論理的分離

経路（ケーブル）及びネットワーク機器（スイッチ等）を共有する箇所があるが、ネットワークの設定（VLANを用い通信制御を行うなど）により、ネットワーク間の相互通信が不可能な状態



※ 5年ごと機器更改していれば論理的分離は、ほぼこのケースのみ